

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 九重町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,474	2,190	168	3,832

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,174	7,690	484	432	680	5,879	基金から679万円繰入
同和住宅資金貸付事業特別会計	1	1	0	0	-	2	
飯田高原診療所特別会計	66	64	3	3	2	-	基金から2百万円繰入
一般会計等	8,241	7,755	487	436		5,881	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道特別会計	121	113	8	8	20	775	146	
国民健康保険事業特別会計	1,596	1,526	70	70	134	-	-	
老人保健特別会計	157	157	0	0	5	-	-	
後期高齢者医療特別会計	114	113	1	1	41	-	-	
介護保険事業特別会計	1,256	1,242	14	14	197	-	-	
介護サービス事業特別会計	29	29	0	0	19	-	-	
公営企業会計等 計				93		775	146	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきのものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	4,297	4,192	105	105	1,350	-	-	基金から1,350万円繰入
大分県消防等補償組合	351	350	1	1	3	-	-	基金から3百万円繰入
大分県市町村会館管理組合	53	50	3	3	-	-	-	
大分県後期高齢者広域連合	1,401	1,301	100	68	1	-	-	基金から1百万円繰入
日田玖珠広域消防組合	1,274	1,265	9	9	141	107	13	基金から141百万円繰入
玖珠九重行政事務組合	942	897	45	45	152	2,004	422	基金から152百万円繰入
一部事務組合等 計						2,111	435	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)大分県産業創造機構	193	2,153	0	0	-	-	-	-	県所管第三セクター
大分県森林整備センター	37	4,689	18	0	-	-	-	-	県所管第三セクター
地方公社・第三セクター等 計			18	0	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	518	639	121
減債基金	1,457	1,510	53
その他充当可能基金	2,625	2,549	△76
充当可能基金 計	4,600	4,698	98

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	9.34	11.36	2.02	△15.00	△20.00	水道特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	9.94	13.78	3.84	△20.00	△40.00				
実質公債費比率	3.1	4.4	1.3	25.0	35.0				
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.36	0.35	△0.01						
経常収支比率	89.5	89.8	0.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。